

# 旅行取引における電子商取引に関する旅行業法の適用関係について

平成 19 年 9 月  
観光事業課

## **I. 背景**

旅行取引は電子商取引の中でも成長が期待されている分野の一つであり、旅行に関わる電子商取引市場の規模は急拡大を続けている。このような中、旅行業における電子商取引を巡る消費者保護上の諸問題を整理するとともに、旅行契約の標準化、旅行業法の適用関係等を整理するため、「旅行業における電子商取引に係る検討委員会」を設け、検討を行った結果、「旅行業における電子商取引に係る検討委員会報告書」（別添）が本年6月に取りまとめられた。

これを受け、以下のとおり、旅行業における電子商取引に関する旅行業法の適用関係について、旅行業法施行要領（平成一七年国総旅振三八六号）等で定めることを検討しているところである。

## **II. 内容**

### 1. インターネットでの取引について

#### ○営業所の登録等

インターネットを利用して旅行業務を行う場合には、旅行取引を行うウェブサイト进行管理する場所については、旅行業務を取り扱う営業所としての登録を受ける必要がある。

#### ○旅行業務の取扱いの料金、旅行業約款、標識の掲示の方法

旅行業法上、営業所において掲示すべきこととされている事項については、旅行取引を行うウェブサイト上においても掲示すること。ただし、ウェブサイト上での掲示については、トップページに、料金等の掲載されているページへのリンクを設定することで足りることとする。

#### ○取引条件説明について

ウェブサイト上に取引条件説明書面が掲示され、その内容を了承する旨のアイコンをクリックする等の方法により、旅行者が了承した場合に限り、取引条件説明が行われたとして、取引を進めることができることとする。

#### ○書面交付について

- ・ 取引条件説明書面及び契約書面（以下「契約書面等」と言う。）の交付については、ウェブサイト上に取引条件説明書面を掲示する際など適時において、契約書面等の交付を電磁的方法で行うことを希望しない場合の手続き（郵送等による送付）等についてもあわせて記載することとする。
- ・ 契約書面等を電磁的方法で交付することを了承する旨のアイコンをクリックする等の方法により旅行者が了承した場合に限り、契約書面等を電磁的方法で交付することができることとする。
- ・ 旅行開始日当日等における契約など、郵送等による交付が不可能である場合には、その旨を明示することとし、電磁的方法のみにより交付することができることとする。

## ○ウェブサイト上での旅行契約成立について

- ・ 旅行者による契約内容の誤入力を防止するため、旅行者が入力内容を確認するページを設け、入力内容を確認した旨のアイコンをクリックする等の方法により旅行者が確認した場合に限り、契約締結に至ることとする。

## 2. I S P（インターネット・サービス・プロバイダー）等への旅行業法の適用について

I S P等が運営するウェブサイトを通じて旅行取引を行う場合は、遅くとも具体的な申込内容を確認するための画面に移行する前に、当該取引が旅行者と旅行者又は運送等サービスの提供者との間での取引となる旨が明確に表示されている場合には、I S P等の旅行業の登録は不要とする。

## 3. ダイナミックパッケージについて

旅行者が手配すべき個々の運送・宿泊機関等を予め選定し、その中から旅行者がサービスを選択して旅行計画を組み立てる旅行取引（いわゆる「ダイナミックパッケージ」）については、募集型企画旅行に該当することから、その実施に当たっては、原則として第1種もしくは第2種旅行業の登録が必要である。

## 4. その他

その他定義規定の整備等、所要の改正を行う。

## **Ⅲ. スケジュール（予定）**

通知・適用：平成19年10月頃